地上デジタル放送の準備はお早めに

アナログ放送については、現在の放送が23年6月末に終了し、7月1日からの放送終了のお知らせ画面の表示を経て、7月24日正午にすべての放送が終了（完全停波）します。これに伴い、それまでの間に地上デジタル放送（以下、地デジ）を視聴するための準備を完了する必要があります。

地デジを視聴するには

次の方法があります
①地デジ対応のテレビに買い換える
②地デジチューナーを買い足す
③ケーブルテレビで視聴する

①②の場合は、UHFアンテナが新たに必要な場合があります。

これらの地デジの準備に当たり、「何をすればよいか分からない」という方や「テレビを買ったのにデジタル放送が受信できない」という方には、総務省テレビ受信者支援センター（以下、デジサポ）がお手伝いします。詳しくは、デジサポのホームページをご覧いただくか総務省地デジコールセンター☎0570・07010１（つながらない場合は☎03・4334・1111）へ問い合わせてください。

ビル陰など、電波障害対策共聴施設でテレビをご覧の方へ

ビル陰などの受信障害による共同アンテナ（受信障害対策共聴施設）の地デジ対応は、対応方法の決定や工事などに時間を要します。23年7月に近づくと工事が集中し、対応が間に合わなくなる可能性がありますので、早急に地デジへの対応が必要です。

デジタル放送はアナログ放送と比べて受信障害に強く、ビル陰でアナログ方法の受信障害が生じていた場合でも多くの地域で障害なくテレビをご覧になることができますので、障害の継続の有無について、共聴施設の管理者にご確認をお願いします。

デジサポでは、受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設の地デジ対応のため、共聴施設の管理者への訪問活動や、デジタル化に係る費用の助成金制度などの支援策を実施しています。詳しくはデジサポホームページをご覧いただくか、総務省地デジコールセンターへ問い合わせてください。

◆デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）
ホームページアドレス
http://www.digisuppo.jp/

地上デジタル放送を受信するための簡易なチューナーの無償給付等の支援を行います

総務省では、経済的な理由などで、アナログ放送からデジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を21年度から引き続き22年度も行います。

支給対象世帯は、次の世帯の中で、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。
①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
②障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税の措置を受けている世帯
③社会福祉事業施設に入居し、自らテレビを持ち込んでいる世帯

申込受付期間は、7月2日（金）まで（当日消印有効）です。

支援に関して詳しくは総務省地デジチューナー支援実施センター☎0570・033840（つながらない場合は☎044・969・5425）へ。

◆総務省　地デジチューナー支援実施センター
ホームページアドレス
http://www.chidejishien.jp

悪質商法にご注意ください

テレビ局職員や公的機関の名をかたり、アンテナ交換や地デジ対応に関連して不正請求を行う、次のような悪質商法が増加しています。おかしいと思ったら、すぐにお近くの総合通信局など（総務省の地方機関）、消費生活センター、警察署にご相談ください。

●アンテナ工事等を装う
アンテナ工事業者などを装って訪問し、前金を受け取って工事を実施しない。

●振り込め詐欺
公的機関を装い、郵便などで地デジ対応の申込代金などを指定口座に振り込ませようとする。

●電話での勧誘
国や放送事業者などをかたり、工事の勧誘や工事代金の振り込みの要求を行う。

お忘れなく！

軽自動車税の納期限は5月31日(月)です

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「22年度軽自動車税」の納期限は、5月31日（月）です。5月11日（火）に発送しました納税通知書に記載されている金融機関でお納めください。

【ご注意】 身体障害者・精神障害者または常時介護者で、減免を受けようとする場合には、5月24日（月）までに申請が必要です。その際には納税通知書のほかに身体障害者手帳等、運転者の免許証、認め印をお持ちください。

なお、前年度に減免を受けている方で、軽自動車の使用実態にかかる報告書を提出された方は、改めて申請の必要はありません。

詳しくは課税課市民税係（内線2331・2332）へ。

納税にご協力ください

5月31日（月）は、固定資産税・都市計画税第1期、軽自動車税の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。
詳しくは納税課☎470・7729へ。

市税などの22年度納期一覧

区分	固定・都市計画税	市民税・都民税	国民健康保険税	後期高齢者保険料	軽自動車税
5月31日	第1期				第1期
6月30日		第1期			
8月2日	第2期		第1期	第1期	
8月31日		第2期	第2期	第2期	
9月30日			第3期	第3期	
11月1日		第3期	第4期	第4期	
11月30日			第5期	第5期	
12月27日	第3期		第6期	第6期	
23年1月31日		第4期	第7期	第7期	
23年2月28日	第4期		第8期	第8期	
23年3月25日			第9期		

2010 国勢調査 シリーズ③

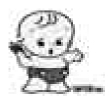

どうやって調査するの？

9月20日ごろから、調査員が皆さんのお宅に「調査のお願い」と「調査票」を配りに伺います。お手元に届いた調査票に、10月1日現在の皆さんの状況を記入してください。調査票は同封の封筒に入れ、のり付けして提出してください。

今回の調査では、郵送による提出を導入しましたのでご利用ください（送料はかかりません）。なおご希望により、調査員への提出やインターネットでの回答も可能です。

調査員は総務大臣から任命された非常勤国家公務員として、調査に関する秘密を守ることが義務付けられています。

記入された一枚の調査票には、日本の大切な未来が詰まっています。21世紀のまちづくりのために、ご協力をお願いします。

広報4月15日号で、調査員の募集をお知らせしましたが、引き続き募集しています。希望する方は企画経営室総務課統計調査担当（市役所4階）へ、お申し込みください。

【受付時間】 午前8時半～正午、午後1時～5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

詳しくは同担当（内線2379）へ。

6月のお気軽に無料相談

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時		相談員	予約開始日等		会場
法律相談	2日・9日	いずれも水曜日午前10時から	弁護士	5月27日(木)	午前8時半から電話で生活文化課☎470・7777(代)	市役所2階相談室
	16日・23日			6月10日(木)		
登記相談	2日(水)午後1時から		司法書士	5月25日(火)		
表示登記相談	2日(水)午後1時から		土地家屋調査士	5月25日(火)		
税務相談	9日(水)午後1時から		税理士	6月4日(金)		
人権身の上相談	16日(水)午後1時から		人権擁護委員	6月8日(火)		
不動産相談	16日(水)午後1時から		宅地建物取引主任者	6月11日(金)		
交通事故相談	23日(水)午後1時から		弁護士	6月17日(木)		
相続・遺言・成年後見等手続相談	9日(水)午前10時から		行政書士	6月3日(木)		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	23日(水)午前10時から		社会保険労務士	6月18日(金)		
経営相談	平日の午前10時～午後4時		市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	7日・14日	いずれも月曜日午後1時半～4時半	女性カウンセラー	5月17日(月)	午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061	男女平等推進センター
	21日・28日			6月7日(月)		
女性弁護士による法律相談	4日(金)午前9時～時		女性弁護士	5月21日(金)		
耐震相談	9日(水)午後2時～5時		東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所☎476・1515		市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日	午前10時～午後5時※電話相談も可	教育相談員	中央相談室☎473・3667（成美教育文化会館内教育センター）		
	月曜～金曜日			滝山相談室☎475・8909（西中学校隣）		
母子相談	開庁日		母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736		

◆東久留米市の行政相談…小山正勝氏（小山、☎471・3955）▽篠宮松美氏（南町、☎465・1839）▽岡部佳子氏（幸町、☎474・0379）

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	9日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	11日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時※電話相談も可☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	10日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課（市役所2階）

《訪問します》

妊婦訪問 赤ちゃん訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、**電話なんでも相談**☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。

※東京都でも、**交通事故相談**☎03・5320・7733や**ヤミ金被害者相談**☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。